

平成二十年十月七日受領
答弁第五五号

内閣衆質一七〇第五号

平成二十年十月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出「私のしごと館」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出「私のしごと館」に関する質問に対する答弁書

関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第二条第一項に規定する関西文化学術研究都市の地域において、商業施設を整備することは、可能である。